

会 長	会長代理	事務局長	係 長	主 査	係 員

太良町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年5月6日（金）午前9時
2. 開催場所 太良町総合福祉保健センター「しおさい館」2階
3. 出席委員 （17名）

農業委員 （7名）

会長

8番 秀島 克博

1番 澤山 直人

3番 山口 秀行

4番 福江 晋

5番 川崎 豊洋

6番 堤 こずえ

7番 水田 武次郎

農地利用最適化推進委員 （10名）

久我 定幸

池田 信文

木村 覚

榊原 照博

蕪竹 敏治

中島 政秀

築 善作

内田 秀敏

永渕 久留美

松本 広喜

欠席委員 （農業委員1名）

（推進委員1名）

4. 議事日程

- 議案第91号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について
議案第92号 農地法第3条の規定による許可取消申請審議について
議案第93号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
議案第94号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
議案第95号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第96号 農地法施行規則第17条の規定に基づく別段面積の検討について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 今田 徹
農地係長 大岡 寿憲
主 事 石崎 志朗

6. 会議の概要

発言者	内容
議長	<p>おはようございます。ただ今から第23回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は、農業委員7名、推進委員10名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>今回の議事録署名者ですが、1番の澤山委員と3番の山口委員よろしくお願ひします。さっそく審議に入りたいと思います。</p> <p>本日の提出議案は、議案第91号2件、議案第92号1件、議案第93号3件、議案第94号3件、議案第95号5件、議案第96号1件となっております。</p> <p>退席される委員がおられるため、はじめに、議案第95号から始めたいと思いますのでよろしくお願ひします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法による貸借権及び使用貸借権設定について、別紙関係人より農用地利用集積計画書を受理したので、審議を行います。</p> <p>お諮りします。議案第95号2番から5番までについて、借り手が同一に関連がありますので、一括して審議することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

議長	異議なしと認めます。
事務局	<p>それでは、一括して事務局の説明を求めます。</p> <p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請内容につきましては、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。</p>
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された山口農業委員、池田推進委員、木村推進委員から調査報告をお願いします。
山口委員	報告します。5月1日に、池田推進委員と〇〇さんと3名で現地で調査しました。現地はかぼちやを植えられていて、きれいに管理されていました。以上です。
池田推進委員	現地はかぼちやが植えてありました。それ以上はありません。
木村推進委員	1日に辻委員と〇〇さんと3人で現地で確認しました。特に問題はないと思います。
池田推進委員	〇〇さんも5月1日に来てもらって話をしました。更新ですので問題ないという事でした。
山口委員	5月1日に、池田推進委員と〇〇さんと家の近くで話をしました。きれいに管理されてありました。
池田推進委員	特にありません。
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは、議案第95号2番から5番について、ご意見ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決をとります。</p> <p>議案第95号2番について、報告内容に間違いないと判断される方は</p>

議長	<p>挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数と確認いたしました。したがって、議案第95号2番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、議案第95号3番について、報告内容に間違いないと判断される方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。したがって、議案第95号3番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、議案第95号4番について、報告内容に間違いないと判断される方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。したがって、議案第95号4番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、議案第95号5番について、報告内容に間違いないと判断される方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。したがって、議案第95号5番は原案どおり認められました。</p>
議長	<p>続きまして、議案第92号農地法第3条の規定による認可取消申請について、別紙関係人により許可取消申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第92号1番と議案第93号、農地法第3条の規定による認可申請審議についての番号2番及び3番については、関連がありますので一括して審議することにご異議ございませんか。</p>

	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。 それでは、一括して事務局の説明を求めます。
事務局	(議案説明) 譲受人に関しては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えております。
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された山口委員、木村推進委員から調査報告をお願いします。
山口委員	報告します。4月29日に木村推進委員と〇〇さんと現場で確認しました。〇〇さんは、苺を栽培されているんですが、その際、ミツバチを使っているということでした。それで、隣地でみかんの消毒をされたらミツバチに影響が出るという事で、その土地を購入したいということで〇〇さんに申し出て合意されたという事です。
木村推進委員	電話で〇〇さんと〇〇さんは来れないということだったので、現地で〇〇さんと確認しました。みかんの木もほぼ抜かれてすぐ水田になるような状況でした。以上です。
議長	調査報告が終わりました。 それでは、議案第92号1番及び議案第93号2番及び3番について、ご意見ご異議ございませんか。
水田委員	ミツバチに何か影響が出るんですか？
山口委員	みかん畑に農薬散布する時に影響がでるからということです。
議長	それでは、議案第92号1番及び議案第93号2番及び3番について、ご意見ご異議ございませんか。 (異議なし)

議長	<p>異議なしと認め、議決をとります。</p> <p>議案第92号1番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。したがって、議案第92号1番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、議案第93号2番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。したがって、議案第93号2番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、議案第93号3番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。したがって、議案第93号3番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、1ページに戻ってください。</p> <p>議案第91号1番、農地法第18条第6項の規定による解約報告について、別紙関係人により解約報告を受理したので報告します。</p> <p>事務局の説明の前に、木村推進委員はこの議案の関係人でありますので、農業委員会法第24条の規定に基づき議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。</p> <p>(木村推進委員離席)</p>
議長	<p>それでは議案第91号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、山口農業委員及び榊</p>

	<p>原推進委員から調査報告をお願いします。</p>
<p>山口委員</p>	<p>報告します。4月29日に榊原推進委員、〇〇さん、〇〇さんと現場で調査しました。</p> <p>〇〇さんが返そうと思った原因は、水の便が悪いということ、イノシシなどの被害等で作業効率が悪いということでした。</p> <p>〇〇さんは、次の作り手が決まっているか尋ねたところ、まだ決まっていないという事で、近所の方にも相談していないということでした。場所が家の裏であるために、荒れると困るので子ども達が田おこしをしている状況でした。</p> <p>1年作って返すということで、借る方も慎重に契約の重みを重要視して契約をするべきではないかと思えます。</p>
<p>榊原推進委員</p>	<p>契約が3年残っているのに、返しますという事例が今後出てこないような契約の仕方を考えてもらいたいと思えます。</p>
<p>議長</p>	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第91号1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p>
<p>水田委員</p>	<p>田植え直前に安易に受付してよいのか。</p>
<p>山口委員</p>	<p>〇〇さんは、昨年の秋には返したい意向は伝えてあったということでした。</p>
<p>事務局</p>	<p>事務局の方も、2月に解約の意向を聞いております。実際、解約届が提出されたのが先月になります。</p>
<p>水田委員</p>	<p>基盤強化法の場合、やむを得ないのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>基盤強化法に限らず、両者合意があれば受け付けます。</p>
<p>榊原推進委員 事務局</p>	<p>納得したら良いということ。</p> <p>今回は、賃借になりますので、合意がない場合、貸している人に関しては、残存期間の契約内容について請求することは可能です。</p> <p>今回は、両者間合意のもとに提出されてますので請求なしとなります。</p>

議長	<p>異議なしと認め、議決を取ります。</p> <p>議案第91号1番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、議案第91号1番は原案どおり認められました。</p> <p>(木村推進委員着席)</p>
議長	<p>お諮りします。</p> <p>次の議案第91号2番と議案第93号農地法第3条の規定による許可申請審議についての番号1番及び議案第94号農地法第5条の規定による許可申請審議についての番号1番は関連がありますので、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、事務局の説明の前に、山口農業委員はこの議案の関係人です。農業委員会法第24条の規定に基づき議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。</p> <p>(山口農業委員離席)</p>
議長	<p>それでは、一括して事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>譲受人につきましては、別添の調査票にありますとおり、農地法第3条2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えております。</p> <p>また、申請地の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地であると判断されます。また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規</p>

	<p>模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題は無く、農地法第5条第2項各号に該当する事項は認められません。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、澤山農業委員及び久我推進委員から調査報告をお願いします。</p>
澤山委員	<p>報告します。4月30日に、久我推進委員、〇〇さん、株式会社〇〇代表の4人で現地確認をしました。今回の案件について場所等確認したところ間違いがないという事でした。</p> <p>今回、株式会社〇〇さんが農機具小屋を建てたい意向があり、〇〇さんも快く返事をもらったため話が進んだものです。</p>
久我推進委員 議長	<p>澤山委員さんの言われたとおりです。</p> <p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第91号2番、議案第93号1番及び議案第94号1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を取ります。</p> <p>議案第91号2番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、議案第91号2番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、議案第93号1番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、議案第93号1番は原案どおり認められました。</p>

	<p>続きまして、議案第94号1番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、1番は、許可相当と認め、県知事に意見を送付します。</p> <p>続きまして議案第94号、農地法第5条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。</p> <p>それでは議案第94号2番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>申請地の農地区分は、鉄道の駅から概ね300m以内にある市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、第3種農地であると判断されるため、許可相当と判断します。また、農地法第5条第2項各号に該当する事項は認められません。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された池田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
池田推進委員	<p>この土地は、四方が道に囲まれていて使い勝手が悪い土地でした。〇〇さんが買ったために活きたという土地です。問題ないと思います。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第94号2番について、ご異議ご意見ございませんか。</p>
中島推進委員	<p>価格が高いのかと思いますが。</p>
池田推進委員	<p>住んでらっしゃるところが長崎ということも関係しているんじゃないかと思います。</p>
議長	<p>他にないようですので、議決を取ります。</p> <p>議案第94号2番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。</p>

議長	<p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数と確認いたしました。 したがって2番は、許可相当と認め、県知事に意見を送付します。 続きまして、議案第94号3番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>申請地の農地区分は、鉄道の駅から概ね300m以内にある市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、第3種農地であると判断されるため、許可相当と判断します。また、農地法第5条第2項各号に該当する事項は認められません。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された池田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
池田推進委員	<p>報告します。家を建てる際は、母屋の北側にある小屋を解いて作業用道路を作って建てるということでした。他は問題ないと思います。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。 それでは議案第94号3番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を取ります。 議案第94号3番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。 したがって3番は、許可相当と認め、県知事に意見を送付します。 続きまして議案第95号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化法による賃貸借権及び使用貸借権設定について、別紙関係人より農用地利用集積計画書を受理したので、審議並びに意見を求めます。 それでは議案第95号1番について事務局の説明を求めます。</p>

事務局	<p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、福江農業委員及び永渕推進委員から調査報告をお願いします。</p>
福江委員	<p>5月1日に、〇〇さんと現地を見てきました。〇〇さんに電話をしたところ、よろしくをお願いしますということでした。</p>
永渕推進委員	<p>5月2日に〇〇さんとお会いして話を聞きました。福江委員と同じです。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは、1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を取ります。</p> <p>議案第95号1番について、報告内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、1番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、議案第96号、農地法施行規則第17条の規定に基づく別段面積の検討について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>先月、一般農業者は3,000㎡のままということで決定したんですが、配布している資料を基に、新規就農者についてどうすれば良いか、太良町の基準を決定してもらいたいということで今回議案を提出しております。こちらについて協議をお願いします。</p>

中島推進委員	先月、協議をしたときに1反からしましようということではなかったですか。ハードルを下げた方が、新規就農しやすいとなったと記憶しております。
水田委員	新しく農業やりたい方は、1反からで良いのではないかと思います。
川崎委員	個人的な見解ですけど、県内の市町の状況をみて新規就農者で1,000㎡は一部地区を除いてないんですが、1,000㎡で収益をあげていくというのはなかなか難しいのではないかと思います。 もうちょっとハードルを上げて、本当にやる気のある方に入ってきてもらえればと思います。
山口委員	私も川崎委員の意見に賛成です。1反くらいだと悪用される可能性があるのではと思います。本当に農業をしたい方は、最低3反は必要なのかなと思います。私の意見としては3反かなと思います。
水田委員	山口委員おっしゃる通り、本当に真剣に農業で生計をたてる人は3反くらいは必要だと思いますが、まずは門戸を広げて、太良町で農業を経験してもらってからと思っています。
澤山委員	山口委員、川崎委員の意見もありますが、今は定年になって移住して、半農半漁とか言われてますけど、そういう形でも農業を担ってもらえたら土地が荒れないから1反でも良いのかなと思います。あとは、悪用されないように厳しく対策を取りながらやっていくしかないのかなと思います。
事務局	新規就農者の相談があった時点でその都度話し合いをしても良いです。 今回は、先月通り3,000㎡にしておいてよろしいですか。 (異議なし)
議長	以上をもちまして、太良町農業委員会第23回総会を閉会いたします。 委員の皆様方には、長時間にわたり熱心にご審議いただきありがとうございました。おつかれさまでした。

上記のとおり記事の顛末を記載し相違ないことを証明するために署名捺印する。

令和 4 年 5 月 6 日

会 長 秀 島 克 博

議事録署名者 澤 山 直 人

議事録署名者 山 口 秀 行